

○キャリア支援センター設置要項

平成24年2月22日

第10回教授会

(設置の趣旨)

第1 人間の尊重を基本として、豊かな人間性の涵養を図るとともに、保健医療に関する専門的かつ科学的な知識、技術を追求し、地域社会において広く活躍できる人材を育成することを目的として設置された本学においては、単に就職先の情報提供にとどまらない、卒業生や修了生を含めた学生（以下「学生等」という。）支援体制の整備、充実が望まれる。

改正大学設置基準(平成23年4月1日施行・文部科学省令)を踏まえ、学生等の就業力の充実強化及び県内定着率向上のため、本学にキャリア支援センター(以下「センター」という。)を置き、進路選定や就職活動、資格取得など学生等のキャリア形成のための支援を行う。

(担当する業務)

第2 センターは次の業務を行う。

- (1) 学生等の進路選定のための面談
- (2) 学生等への就職情報の提供
- (3) 学生等が、社会人力を身に付けるための業務
- (4) 学生等が、資格取得するための業務
- (5) 医療機関及び関係機関との連携
- (6) 後援会・同窓会との連携
- (7) その他、学生等のキャリア形成に必要な事項

(構成員)

第3 センターにセンター長を置き、センター長は学長が指名する。

- 2 センターに就職・資格取得を担当する教員を置く。
- 3 センターにキャリア相談員その他必要な職員を置く。

(事務)

第4 第2各号の業務に関し必要な事務は教務課において処理する。

(補足)

第5 この要項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は学長が定める。

付則

この要項は平成24年4月1日から施行する。